

○酒田市障がい福祉サービス事業所物価高騰等対策支援事業費補助金交付要綱

(令和4年10月17日告示第635号)

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰等に伴う事業運営経費の負担を軽減し、安定的な福祉サービス提供体制の維持を図るため、本市の障がい福祉サービス事業所に対し、市長が予算の範囲内で交付する酒田市障がい福祉サービス事業所物価高騰等対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、酒田市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、令和4年10月1日時点で市内に所在する別表の事業種別の欄に定める事業を実施する障がい福祉サービス事業所を運営しており、かつ、交付申請時点で当該事業を継続している者とする。ただし、酒田市介護保険事業所等物価高騰等対策支援事業費補助金交付要綱(令和4年告示第646号)第1条に規定する酒田市介護保険事業所等物価高騰等対策支援事業費補助金を受ける者を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 別表に定める区分内において、同一の事業者が、同一の所在地にある事業所において複数の事業を行っている場合は、一つの事業所とみなす。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、障がい福祉サービス事業所物価高騰等対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書(別記様式)を令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、規則第6条に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

(規則の適用除外)

第8条 市長は、規則第21条の規定により、次に掲げる規則の規定を適用させないものとする。

- (1) 規則第3条第2項の規定による事業計画書及び収支予算書の提出
 - (2) 規則第13条の規定による実績報告書の提出
 - (3) 規則第14条の規定による補助金等の額の確定
- (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に補助金の交付を受けたものに係る第6条及び第7条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

区分	事業種別	補助金の額
相談	計画相談支援	1事業所当たり 50,000円
	障害児相談支援	
訪問	居宅介護	1事業所当たり 50,000円
	重度訪問介護	
	同行援護	
通所	生活介護	1事業所当たり 100,000円
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	就労定着支援	
	児童発達支援 放課後等デイサービス	
居住	共同生活援助	1事業所当たり 100,000円
	宿泊型自立訓練	1事業所当たり 100,000円
入所	施設入所支援	1事業所当たり 200,000円

備考 この表において、共同生活援助の事業における1事業所とは、1グループホームのことをいう。

別記様式(第4条関係)

障がい福祉サービス事業所物価高騰等対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書
[別紙参照]